

武蔵野赤十字訪問看護ステーション運営規程

(趣旨)

第1条 この規定は日本赤十字社が開設する武蔵野赤十字訪問看護ステーション（以下「指定訪問看護事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 指定訪問看護事業所は、介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護事業および健康保険法に基づく訪問看護事業をおこなう。

- 2 要介護・要支援状態、または疾病や負傷により継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が指定訪問看護の必要を認めた者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護を提供する。
- 3 利用者の療養生活を支援し、心身の機能回復を目指すことにより、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援する。

(運営の方針)

第3条 指定訪問看護事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に支援する。

- 2 指定訪問看護の提供に当たっては、利用者の心身の状態をふまえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこととする。
- 3 指定訪問看護の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い、改善を図ることに努める。
- 4 指定訪問看護の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 利用者又はその家族に対して、利用者の健康状態と経過、看護目標や内容、具体的な方法やその療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をおこなうこととする。
- 6 退院後の在宅移行期・ターミナル期の支援に重点をおき、病院と地域との継続看護を推進する。
- 7 質の高い看護サービスが提供できるよう、医学の進歩に対応した職員研修を推進する。
- 8 医学の立場を堅持し、広く一般的に認められていない看護等については行わない。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 武蔵野赤十字訪問看護ステーション
- (2) 所在地 東京都武蔵野市境南町一丁目 26 番 1 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 保健師または看護師 1 名
ステーション従業者の管理及び指定訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の

把握その他の管理を一元的におこなう。また、管理上支障のないときはステーションの他の職務および同一敷地内の他事業所の職務を兼務することができるものとする。

- (2) 訪問看護職員等 保健師または看護師は、常勤換算 2.5 人以上
理学療法士、作業療法士 常勤換算 必要数

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し訪問看護の提供にあたる。

- (3) 事務職員 常勤換算 0.8 以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 この事業所の営業日及び営業時間は、武蔵野赤十字病院の就業規則に準じ、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 休業日 土・日・祝祭日・5 月 1 日・12 月 29 日～1 月 3 日までとする。
- (4) 電話等により利用者から 24 時間連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第 7 条 指定訪問看護の内容は、主治の医師の指示書に基づき、次のとおりとする。

- (1) 日常生活の看護：健康状態の観察、栄養・排泄・清潔のケア等
- (2) 医療的処置・管理：カテーテル等の管理、服薬管理、褥瘡予防、褥瘡・創傷処置、
その他医師の指示による処置・管理等
- (3) ターミナルケア
- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症の看護
- (6) 療養生活や介護方法の相談、指導
- (7) 緊急時訪問看護
- (8) 特別管理体制

(指定訪問看護記録)

第 8 条 指定訪問看護記録については、次のとおりとする。

- 1 利用者毎に指定訪問看護記録を個人ファイルとして作成し、終了後 2 年間、または適応する法の定める期間保管する。
- 2 利用者が希望したときは、当事業所の営業時間内に閲覧できるものとする。

(利用料その他費用の額)

第 9 条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 1 介護保険（介護予防・介護）の利用者

- (1) 基本利用料 介護保険法の規定による厚生労働大臣の定めた額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その額の利用者負担割合額とする。

(2) その他費用の額

90 分を越えた看護 30 分毎に 2,000 円加算

交通費 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護の交通費は以下の額とする。

通常の事業の実施地域を越えてから	1～2 km	550 円 (税込)
	2～3 km	660 円 (税込)
	3～4 km	770 円 (税込)

(3) 死後の処置料 (死亡時の看護) 11,550 円 (税込)

(4) キャンセル料 当日の朝 9 時 30 分までに連絡が無い場合は 3,300 円 (税込) を徴収する。

2 医療保険の利用者

(1) 基本利用料 老人保健法・健康保険法の規定による厚生労働大臣が定めた額

(2) その他の費用額

90 分を越えた看護	30 分毎に	2,000 円加算
営業日以外 (休日)		5,000 円加算
交通費	ステーションから半径 1km まで	220 円 (税込)
	半径 1～2 km	440 円 (税込)
	半径 2～3 km	550 円 (税込)
	半径 3～4 km	660 円 (税込)
	半径 4～5 km	770 円 (税込)

(3) 死後の処置料 (死亡時の看護) 11,550 円 (税込)

(通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は 次のとおりとする。

武蔵野市	境南町	1～5 丁目	関前	5 丁目
	境	1～5 丁目	桜堤	1 丁目
三鷹市	上連雀	1～9 丁目	下連雀	3・4・7・9 丁目
	井口	1～5 丁目	深大寺	1～3 丁目
	野崎	2・3 丁目	大沢	3 丁目
小金井市	東町	1～5 丁目		

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 緊急時の対応方法について主治の医師、利用者と確認して訪問看護を開始することとする。

2 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置をおこなうこととする。主治医との連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な措置を講じるものとする。

3 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(賠償責任)

第 12 条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合には、その損害を補償する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を 2 ヶ月に 1 回開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等に関する事項)

第 14 条 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める

- 2 感染症の予防及び蔓延防止のために、事業所は安全で衛生的な環境を整備するとともに、職員が感染源となることを予防し、また職員の感染の危険から守るための備品を備える などの必要な対策を講じる。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の継続的な提供の実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とする）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 看護師等は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者やその家族の秘密に対し、守秘義務があり、従業者でなくなった後においても同様とする。

- 2 看護師等は武蔵野赤十字病院の個人情報保護方針を履行する。
- 3 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する
 - (1) 採用時研修 採用 1 ヶ月内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上
- 4 会計、収支決算は武蔵野赤十字病院の会計課で管理し、閲覧できる。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は訪問看護・在宅介護運営委員会の審議を経て、変更することができる。

附則

この規定は平成 5 年 2 月 26 日から施行する。

平成 11 年 7 月 1 日から一部改正し施行する。

平成 12 年 7 月 1 日から一部改正し施行する。

平成 14 年 6 月 1 日から一部改正し施行する。

平成 15 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

平成 17 年 10 月 1 日から一部改正し施行する。

平成 18 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

平成 21 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

平成 24 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

平成 26 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

令和 01 年 6 月 1 日から一部改訂し施行する。

令和 03 年 4 月 1 日から一部改訂し施行する。

令和 06 年 6 月 1 日から一部改訂し施行する。